

診療所向け
(R7.1.1現在)

感染症法に基づく 医療措置協定の締結について

第1部

東京都保健医療局感染症対策部医療体制整備第二課

改正感染症法と東京都予防計画の改定

1.改正感染症法（令和4年12月改正）

- 改正の趣旨
新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国または都道府県及び関係機関の連携協力による外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、検査等の体制の強化等の措置を講ずる
- **医療機関**、民間検査機関、民間宿泊施設等と協定を締結し、**医療機関においては**第一種協定指定医療機関（病床確保）、**第二種協定指定医療機関（発熱外来、外出自粛者対応）に指定**

2.感染症予防計画の改定

- 新型コロナ対応を踏まえ感染症法が改正されたことに伴い、都における感染症の発生の予防、まん延防止のための施策、医療提供体制の確保等についての基本的考え方を示す都予防計画を改定
- 新興感染症の性状、最新の知見等を踏まえ、**協定締結機関に段階的に対応を要請**

改正感染症法と東京都予防計画の改定

医療機関等との協定

	内容	締結機関
 医療措置協定	病床、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、医療人材の派遣等	病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所
 検査措置協定	核酸検出検査 (PCR検査等)	民間検査機関 (臨床検査技師法に規定する衛生検査所の登録を受けた機関等)
 宿泊施設確保措置協定	宿泊施設の確保	民間の宿泊施設及び平時から宿泊業を営む公的施設
 DMAT等派遣に関する協定	感染症対応を行う医療チーム (DMAT等) の派遣	DMAT等が所属する医療機関等

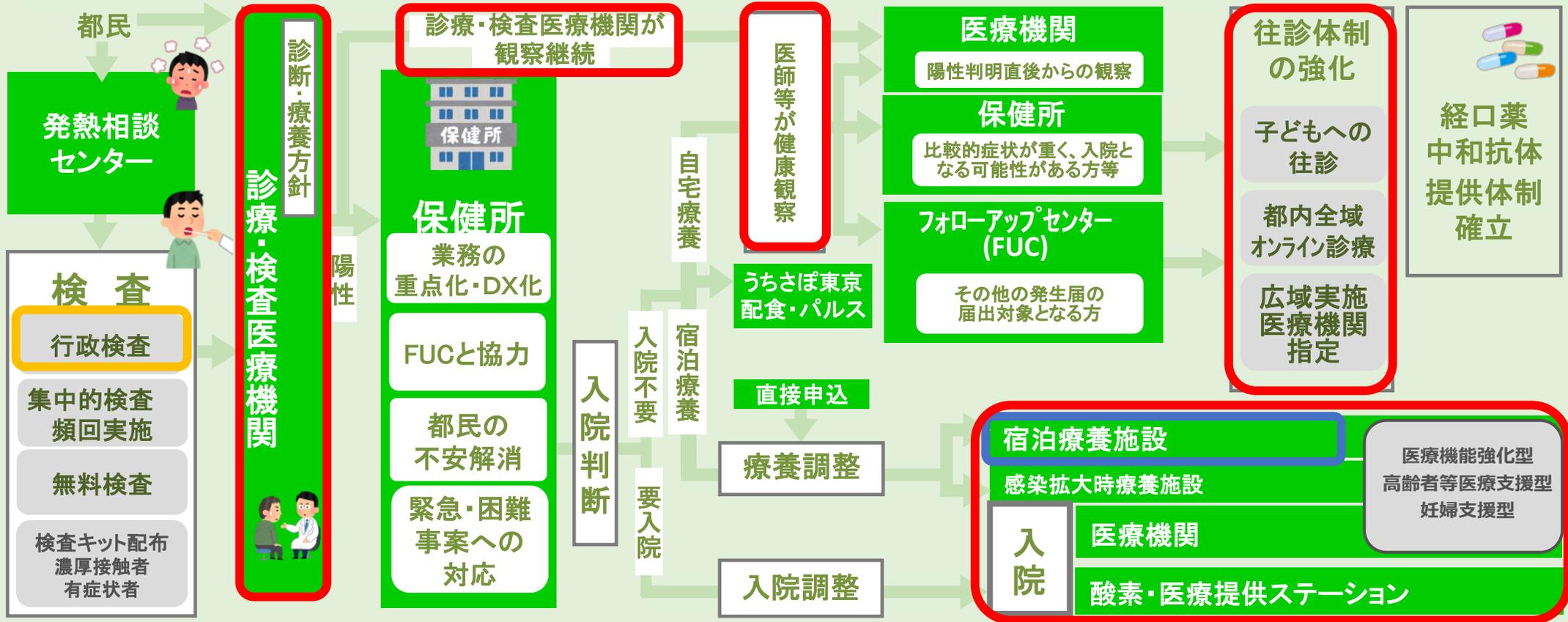
その他

- ① 協定締結医療機関等 (病院、診療所、薬局、訪問看護事業所、検査機関、宿泊施設) では、協定において個人防護具 (PPE) の備蓄を任意的事項として規定することができる
- ② 薬局及び訪問看護事業所の締結内容は、自宅療養者等への医療の提供のみ
- ③ 法改正で医薬品、医療機器、個人防護具等の確保のため、緊急時に国から事業者へ生産要請・指示、必要な支援等を行う枠組みを整備

改正感染症法と東京都予防計画の改定

参考

新型コロナウイルス感染症対応時の保健・医療提供体制の全体像※



モニタリング

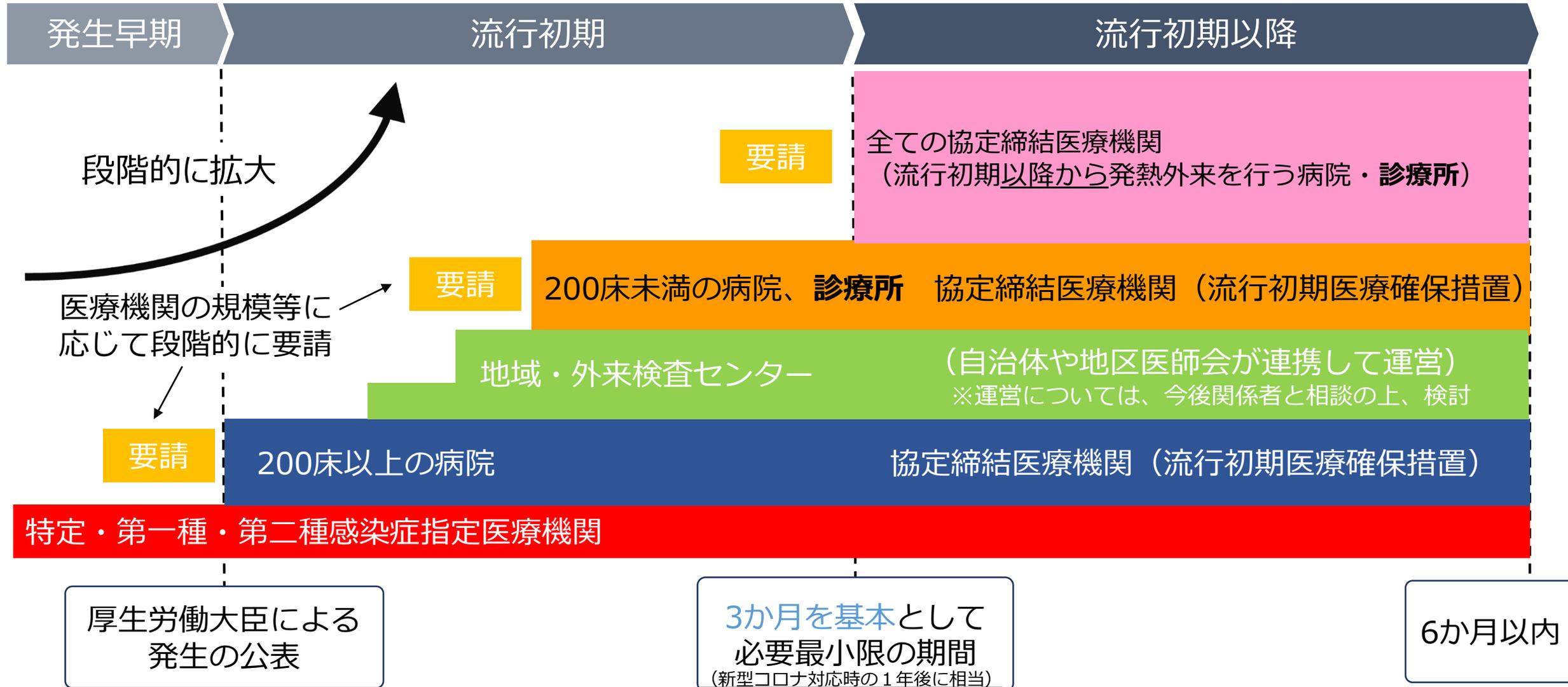
サーベイランス(変異株PCR等)

専門家による知見
(東京 i CDC 専門家ボード、医療体制戦略ボード)

※ 上記体制は5類移行前のもの

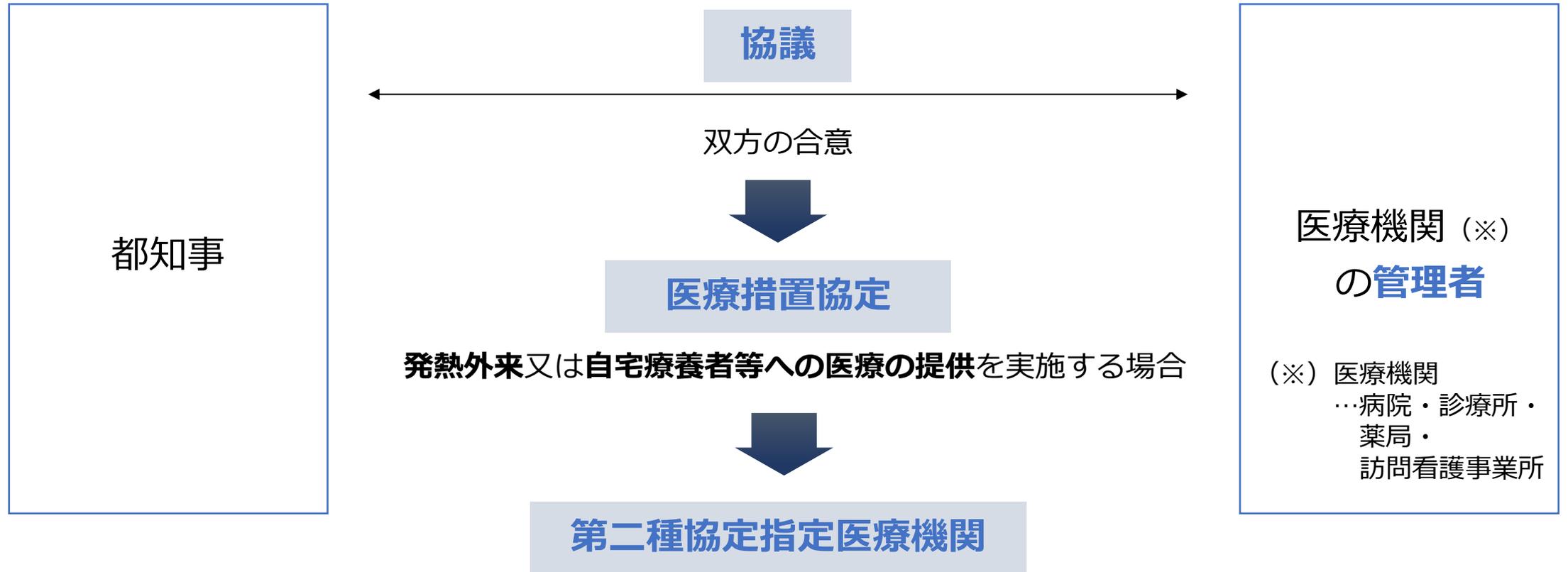
改正感染症法と東京都予防計画の改定

発熱外来の場合の段階的な要請についてのイメージ



※ウイルスの性状や感染状況、対応方法等によっては、協定締結医療機関のうち一部の医療機関のみ措置を要請することも想定される

1 医療措置協定とは



対象となる感染症： 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症（新興感染症）を基本

新型コロナウイルス感染症の
対応を念頭に取り組む

1 医療措置協定とは

感染症類型	医療体制	医療費
一類感染症	特定感染症指定医療機関 (入院医療機関として国が指定、全国に数か所)	医療保険を適用 自己負担を公費負担※2 (自己負担なし) 負担割合：国3/4 県1/4
二類感染症※1	第一種感染症指定医療機関 (入院医療機関として都道府県が指定、各都道府県に1か所)	
三類感染症	第二種感染症指定医療機関 (入院医療機関として都道府県が指定、二次医療圏に1か所)	
四類感染症	一般の医療機関	
五類感染症	一般の医療機関	
新型インフルエンザ等感染症 ※新型コロナウイルス感染症を含む	特定感染症指定医療機関 第一種感染症指定医療機関 第二種感染症指定医療機関	医療保険を適用 自己負担を公費負担※2 (自己負担なし) 負担割合：国3/4 県1/4
指定感染症	一～三類感染症 又は新型インフルエンザ等 感染症に準じた措置	同上 又は 三類感染症相当の場合は、公費負担なし (医療保険を適用)
新感染症	特定感染症指定医療機関	全額公費※2 (医療保険の適用なし) 負担割合：国3/4 県1/4

新たに創設
第一種協定指定
医療機関
(入院)
第二種協定指定
医療機関
(外来・自宅療養者
等への医療) ※3
(都道府県が
指定)

・協定指定医療機関により実施される外来医療及び在宅医療は、公費負担医療の対象となります。

・指定を受けるためには①医療措置協定の締結（指定要件の確認含む）と②指定されることに対する開設者の同意が必要です。

※1 結核については原則として医療法上の結核病床に入院 ※2 患者等に負担能力がある場合、その限度内で自己負担 ※3 指定感染症については、新型インフルエンザ等感染症に準じた措置が必要と認められる場合に限る

2 締結項目について

新興感染症の発生・まん延時をお願いしたいこと

		医療機関の類型			
		病院	診療所	薬局	訪問看護事業所
締結項目 (東京都の場合)	①病床確保	<input type="radio"/>			
	②発熱外来の実施	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	③自宅療養者等への医療の提供	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	④後方支援	<input type="radio"/>			
	⑤医療人材派遣	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		

各診療所の皆様

- ②、③、⑤のうち**実施可能な項目（いずれか1つでも可）**について協定締結にご協力をお願いいたします
(「検査」については、発熱外来の項目の中に含まれます) (協定第3条)
- いずれかを選択した場合には、任意事項として個人防護具を2か月分備蓄しておくことが推奨されています (協定第4条)

2 締結項目について

第一種協定
指定医療機関
(都では病床確保する
病院を想定)

第二種協定
指定医療機関

締結項目 (東京都の場合)

- ① 病床確保
- ② 発熱外来の実施
- ③ 自宅療養者等への医療の提供
- ④ 後方支援
- ⑤ 医療人材派遣

医療機関の類型			
病院	診療所	薬局	訪問看護事業所
○			
○	○		
○	○	○	○
○			
○	○		

② 発熱外来
③ 自宅療養者等への医療提供 } について、協定を締結する医療機関は、改正感染症法で新設された
第二種協定指定医療機関に指定されます
(⑤ 医療人材派遣のみ実施の場合は指定の対象外です)

▶ 当該医療機関により実施される外来医療及び在宅医療が公費負担医療の対象となります

そのため
確認資料を提出して下さい
(発熱外来、自宅療養者等への医療の
提供でご説明します)

2 締結項目について

発熱外来の実施

(1) 発熱外来の対応

発熱外来を設置し、発熱患者等を受け入れる体制を構築する

- 発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行う）を設けた上で、あらかじめ発熱患者等の対応時間帯等の情報を住民に周知し又は地域の医療機関等と共有して、体制を構築する
- 院内感染対策（ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等）を適切に実施する

対応時期：流行初期から⇒流行初期医療確保措置の対象

流行初期以降から

↑次のスライドでご説明します

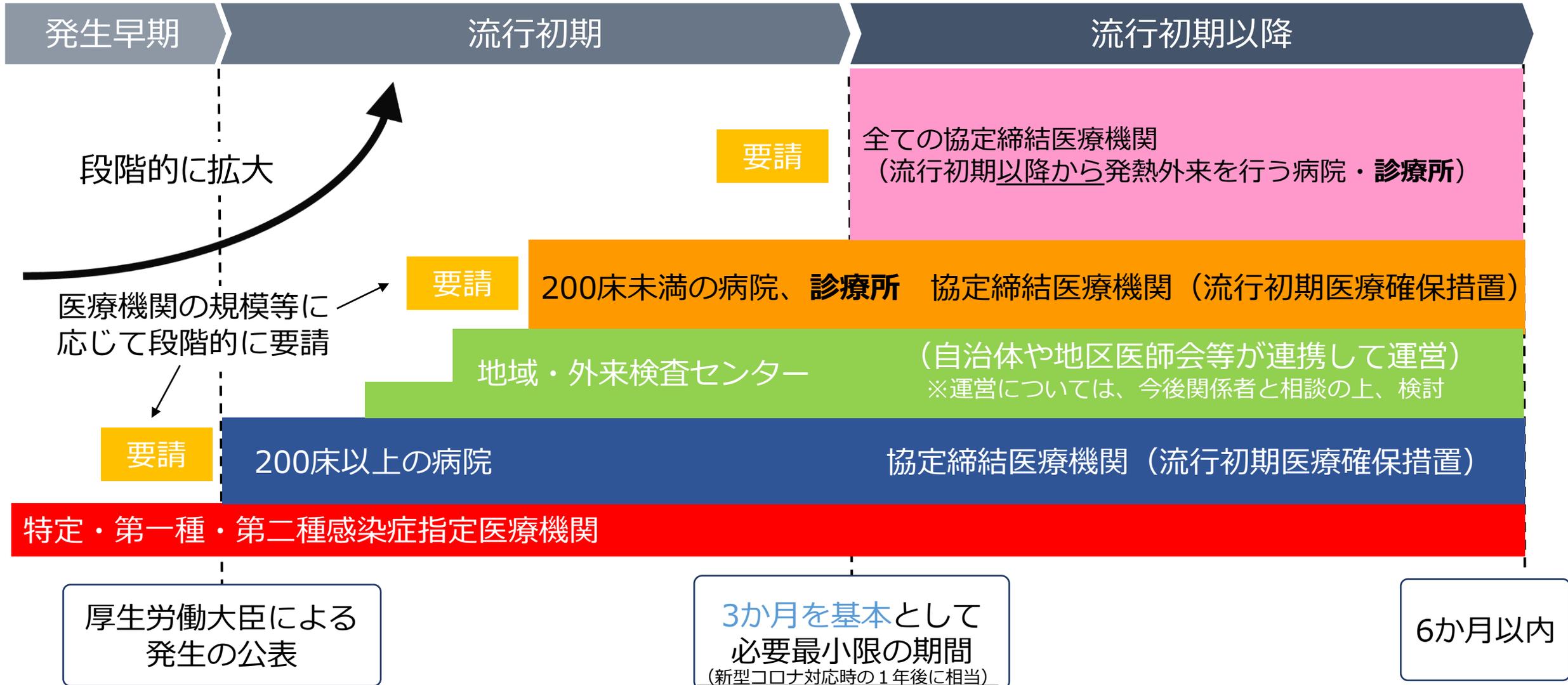
第二種協定指定医療機関の
指定基準確認のため、
以下の書類の提出が必要です

診療所の平面図

（空間的分離をする場合は、通常医療と感染症医療のエリア及び動線を示してください。（手書き可））

感染防止措置の実施に向けた
マニュアル（HPに例示を掲載）

2 締結項目について



厚生労働大臣による
発生の公表

3か月を基本として
必要最小限の期間
(新型コロナ対応時の1年後に相当)

6か月以内

※ウイルスの性状や感染状況、対応方法等によっては、協定締結医療機関のうち一部の医療機関のみ措置を要請することも想定される

2 締結項目について

発熱外来の実施

(2) 検査の実施能力 ※ (1) 発熱外来を実施する場合のみ

自院内で検体の採取から検査の実施まで可能な場合に

核酸検出 (PCR等) 検査を行う

- ・ 実施可能な場合には、本協定の中で検査措置協定も兼ねるため、別途締結の必要はありません
- ・ この項目が実施できなくても (1) 発熱外来の対応のみで協定締結可能です

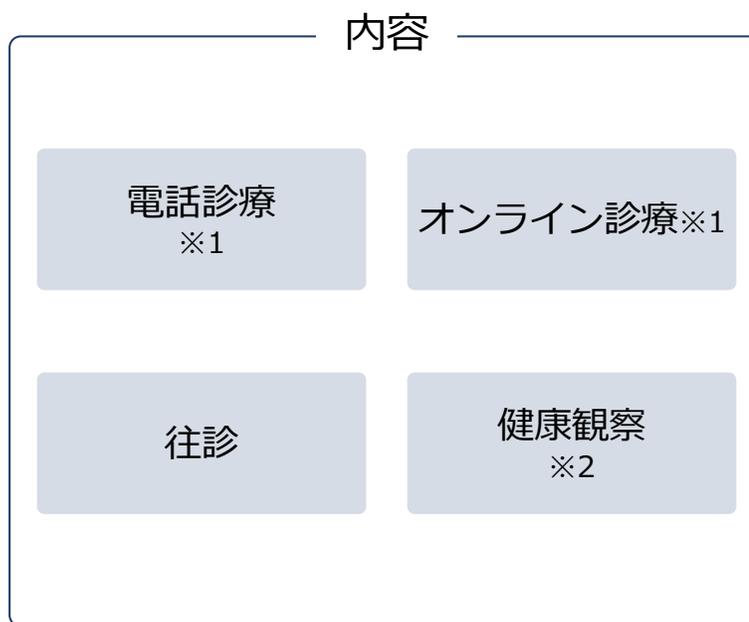
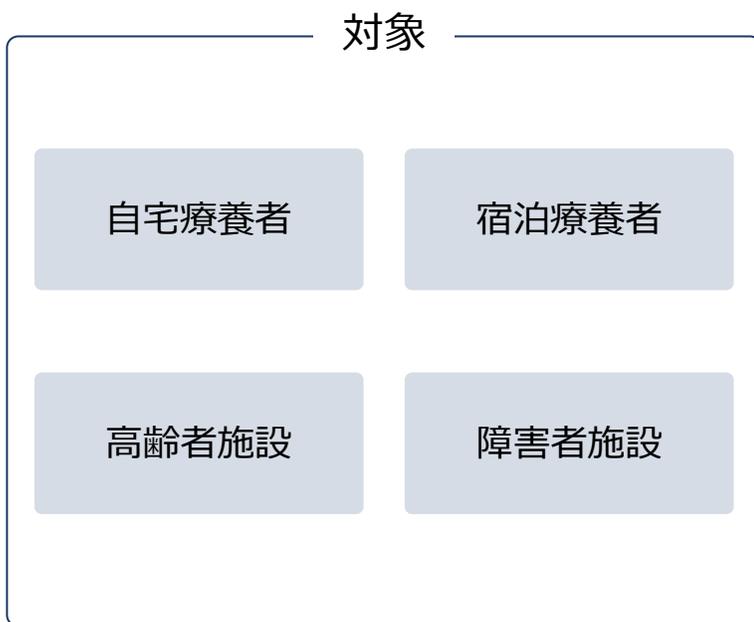
対象外

- ・ 検査会社に委託する場合
- ・ 抗原検査キットを用いて検査する場合(実用化に時間がかかるため)

2 締結項目について

自宅療養者等への医療の提供

下記から実施できる対象と内容を選択して実施



第二種協定指定医療機関の
指定基準確認のため、
以下の書類の提出が必要です



感染防止措置の実施に向けた
マニュアル (HPに例示を掲載)

※1 電話 / オンラインによる診療については、新型コロナウイルス感染症における「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和2年4月10日事務連絡)と同様の特例措置が適用された場合を前提とする

※2 健康観察のみの実施は協定締結の対象外 (発熱外来の実施 + 健康観察は可)

2 締結項目について

医療人材派遣

都知事の要請を受けて、診療所内の医療人材（感染症医療担当従事者や感染症予防等業務関係者等※）を以下に派遣する

※感染症医療担当従事者：感染症患者に対する医療を担当する医療従事者（医師、看護師、その他の医療従事者）

※感染症予防等業務関係者：急速な感染拡大や特定の医療機関において大規模クラスターが発生し、多数の医療従事者の欠勤が発生、診療体制の継続が難しい場合など医療人材が局所的・臨時的に不足する場合に対応する者（事務職も含む）

都内の医療機関や臨時の医療施設等

- ※新型コロナウイルス発生・まん延時の派遣先(例)
- 新型コロナウイルス感染症対応における高齢者等医療支援型施設
- 酸素・医療提供ステーション など

他の道府県

- 都外派遣が可能な場合に限る

※「発熱外来」「自宅療養者等への医療の提供」と合わせて実施できます。

2 締結項目について

発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、医療人材派遣のいずれかを実施していただける場合をお願いしたいこと

個人防護具の備蓄（任意）

都知事から要請を受けた際に、選択した措置協定の内容を迅速に実施できるよう、個人防護具を各診療所の状況に応じて備蓄しておく（2か月分を推奨※）

- サージカルマスク
- N95 マスク
- アイソレーションガウン
- フェイスシールド
- 非滅菌手袋

- 順次取り崩して感染症対応以外の通常医療の現場で使用する、回転型での備蓄を推奨
- 施設外の保管施設を利用するなどにより備蓄を確保するのも可



2 締結項目について

<協議フォームについて>

協定締結にあたっては、専用webページから協議フォームにて実施可能な項目の選択等をしていただくこととなります。

協議フォームでは、実施可能な項目について「可」を選択すると、追加の質問が表示されます。
（「不可」を選択した場合には表示されません）

協議フォーム画面
（「発熱外来」の例）

201.A-1 発熱外来の実施はできますか？*

選択してください

- ① 流行初期（発生公表後3か月程度）から対応可能
- ② 流行初期期間以降（発生公表後3か月程度以降から6か月以内）から対応可能
- ③ 対応不可

201.A-1 発熱外来の実施はできますか？*

① 流行初期（発生公表後3か月程度）から対応可能

202.A-2 流行初期期間の1日あたりの対応可能人数*

0

流行初期医療確保措置の対象となります。東京都の基準（案）である6人以上でご記入ください。6人以上が難しい場合には、201で②を選択いただき、流行初期以降からの実施をご検討いただけますと幸いです。

203.A-3 流行初期期間以降の1日あたりの対応可能人数*

0

新型コロナでの対応実績に基づきご記入ください。

協議フォームの操作方法については、動画の【第2部】でより詳細にご説明しております。

3 その他の協定書の内容について

協定締結医療機関に平時から実施していただきたいこと

▶ 下記について、それぞれ年1回以上行うよう努める (協定第10条)

研修・訓練

- 各医療機関で実施する場合には都から医療機関に対する研修資材 (オンライン動画など) の活用も可
- 国や国立感染症研究所、東京都、他の医療機関等が実施する研修に参加も可能
- 研修内容 : PPEの着脱や、検体採取、その他院内感染対策について など

点検

- 患者や自施設の状況に応じた標準予防策や感染経路別予防策を実施
- 日々の業務の中で必要な感染対策を確認することも可

本措置協定の実施状況等の報告 (協定第9条)

協定の措置に係る協定締結医療機関の運営状況の報告 : 年1回電磁的方法 (G-MIS)により報告を行うよう努める など
(感染症発生・まん延時においては、感染状況に応じて随時、協定締結内容の実施状況等を報告いただく予定)

3 その他の協定書の内容について

協定の有効期間及び変更（第7条）

有効期間

締結日から令和9年3月31日まで

満了日の30日前までに双方から申し出がない場合は3年間の自動更新

年1回の報告時に更新意向の確認を予定

変更

事情等があれば随時可能

解約

この協定の内容を履行し難い状況が生じた場合、医療機関側から都に対し解約を申し出ることができる

3 その他の協定書の内容について

医療機関が協定の措置を講じていないと認められる場合の都知事の措置（協定第8条）

都知事の措置とは

- 勧告
- 指示
- 公表

を指しますが、一方的に行うのではなく

**まずは、当該医療機関等と
話し合いに基づく調整を行います**

話し合いや調整をすることなく、勧告、指示、公表を行うことはありません

協定締結事項を実施して
いないと認められる場合でも

右記のような**正当な理由が
あると都が判断する場合**

- 医療機関内の感染拡大により、人員が縮小している場合
- ウイルスの性状等が締結時に想定していたものと大きく異なり、患者一人当たり
に必要となる人員が異なる場合
- 感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足している場合等、協定締結時
の想定と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難であることがやむを得ない
と都が判断する場合

この措置
(勧告等) を
行うことは
ありません

4 財政支援について

(1) 新興感染症発生・まん延時

(協定第5条第1項)

① 医療措置協定の履行に要する費用（感染症対策にかかる費用）

改正感染症法では協定締結医療機関が実施する医療措置の費用について、**国や都が予算の範囲内において財政支援を実施**

具体的には、実際の感染症発生時に、感染状況や感染症の特性を踏まえ、検討

② 診療報酬の特例措置や補助金による財政支援

実際の感染状況や感染症の特性を踏まえ、診療報酬の特例措置や補助金による財政支援を検討

＜新型コロナウイルス感染症（令和2年度時）の感染症対策にかかる費用に対する財政支援例＞

- 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金
- 従事者慰労金交付事業
- 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

など

＜参考＞

新興感染症発生時には、都民の方が、第二種協定指定医療機関において発熱外来や自宅療養者等への医療の提供を受けた際には、公費負担の対象となります。

4 財政支援について

(1) 新興感染症発生・まん延時（流行初期に限る）（協定第5条第2項）

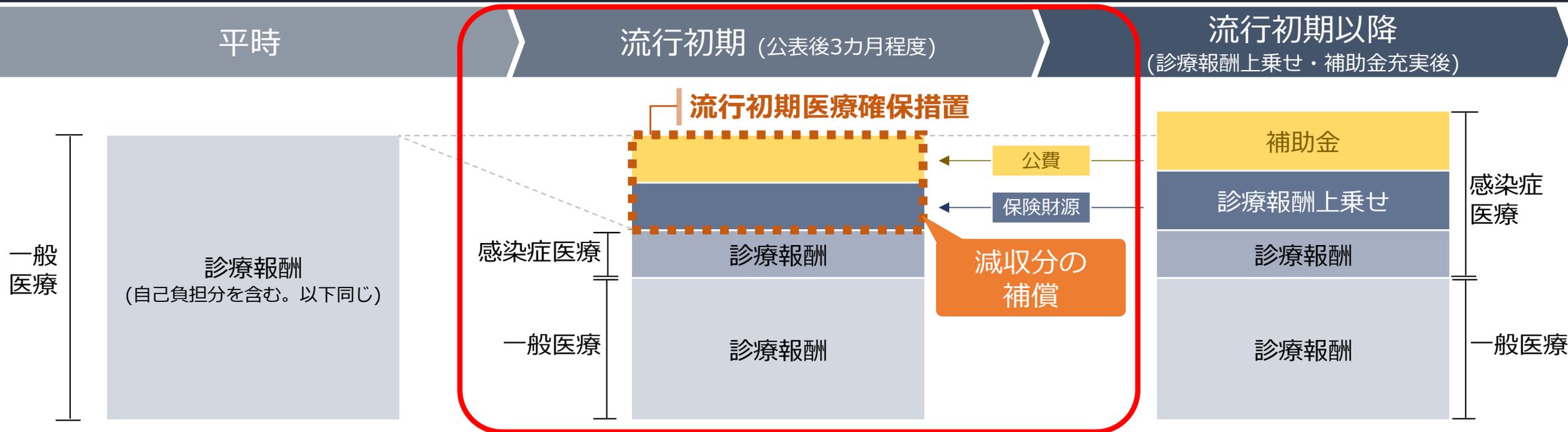
③ 流行初期医療確保措置（減収分の補填）

感染症の流行初期から発熱外来の感染症対応を行う医療機関（都が定める基準※を満たす場合に限る）に対して

診療報酬上乘せや補助金等が充実するまでの一定期間（3か月を基本として想定）感染症流行前と同水準の収入を補償する

※都が定める基準（案）＜診療所の場合＞

- ① 発生の公表後、知事の要請後7日以内を目途に措置を実施
- ② 1日あたり6人以上の発熱患者を診察



※その他実際の感染症発生時には、感染状況や感染症の特性を踏まえた支援を検討

4 財政支援について

(2) 平時

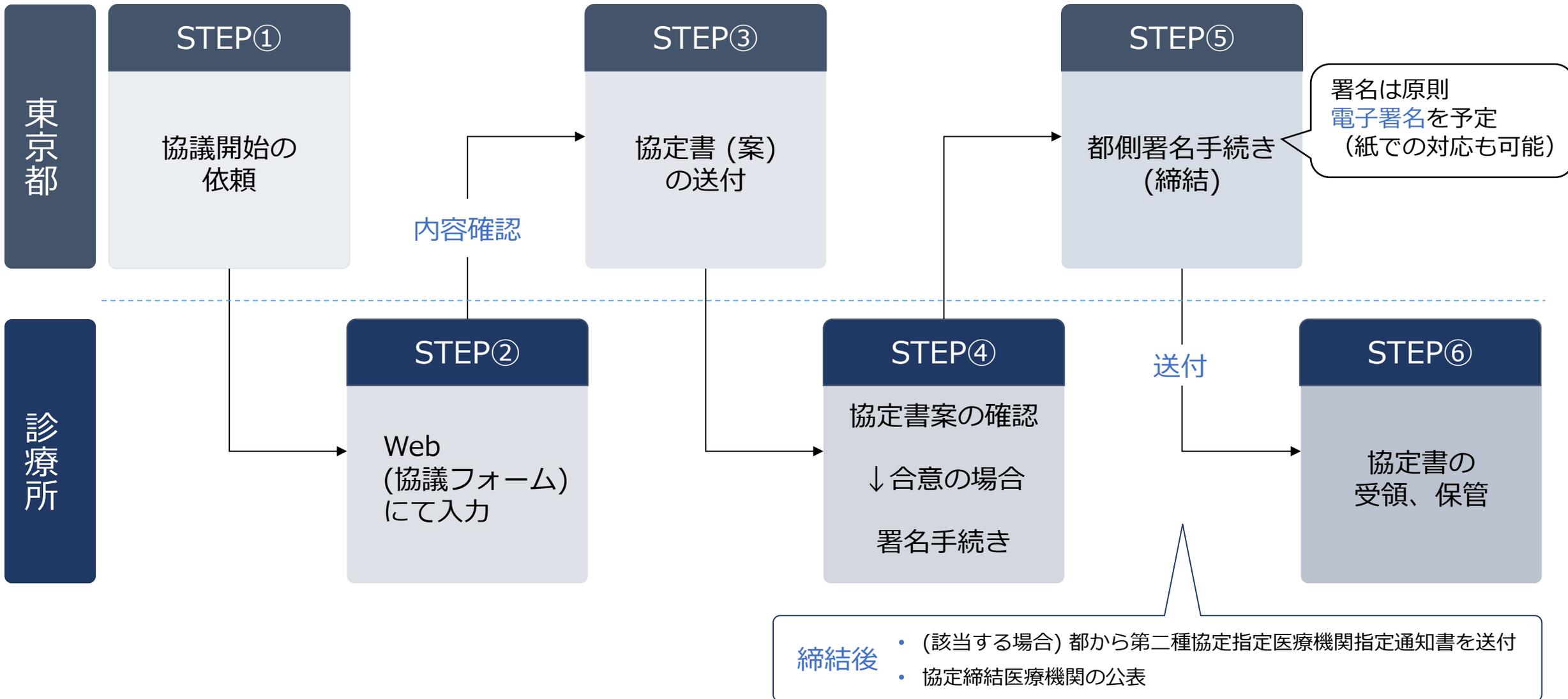
協定締結医療機関に対し、各医療機関が措置の内容を円滑に実施できるように国や都で様々な支援を実施することを検討している

令和6年度の支援策の例

※すでに募集を終了しているものも参考として記載しています。

国	東京都
1 設備整備補助	1 協定締結医療機関施設・設備整備事業
2 診療報酬の改定 (外来感染対策向上加算)	2 協定締結医療機関等向け感染症対策研修事業
3 感染症対応人材の 確保・育成に対する支援	3 協定締結機関PCR等検査機器設備整備費補助事業
	4 医療機関に対するPCR検査等の精度管理支援事業

5 協定締結までの流れ及びスケジュール



6 補足事項及びお問い合わせ先について

協定書全体のひな形、
よくある御質問等について

下記専用webページ内に掲載
(必要に応じて内容を更新)
していますので、ご確認ください

医療措置協定について

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/iryokikan/i_kyotei.html



協定締結及び協議フォームの
入力方法に関する
御質問について

左記専用webページに記載の
専用お問い合わせフォームまたは
電話番号までご連絡ください